

判決年月日	平成26年3月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年（行ケ）第10193号		

発明の名称を「ソレノイド駆動ポンプの制御回路」とする特許第4716522号の無効審判請求成立審決について、特開平7-46838号公報（刊行物1）記載の発明（刊行物1発明）等に基づいて進歩性を否定した審決の判断には誤りがあるとして審決を取り消した事案。

（関連条文）特許法29条2項

本件訂正発明は、ソレノイド駆動ポンプの制御回路に関する発明であり、ポンプの技術分野に属するものであって、その課題は、ユーザーが電源電圧の選択を必要とせず、かつ、種類が低減され、したがって、管理が容易なソレノイド駆動ポンプの制御回路を提供することである。

これに対し、刊行物1発明は、パソコン等の電子機器に内蔵されたDC/DCコンバータの制御回路に関する発明であり、電子機器の技術分野に属する発明であって、その課題は、利用者の経済的負担を軽減でき、設置面積が少なくて済み、かつ様々な電源に対応可能な電源供給手段を備えた電子機器を提供することにある。

このように、刊行物1発明は、電子機器の技術分野に属するものであるのに対し、本件訂正発明はポンプの技術分野に属するものであるから、両者の技術分野は明らかに相違する。しかるに、審決は、交流電源を用いる電気機器において、電源電圧が異なっていても同じ機器を使用できるようにするとの課題は周知の課題であることを理由として、ソレノイド駆動ポンプにも上記課題があるとする。しかし、これは技術分野を特定しない交流電源を用いる電気機器における課題であって、ポンプの技術分野における課題ではないし、ポンプの技術分野において当然に要求される課題であることを示す証拠もない。

そもそも、本件訂正発明が属するポンプの技術分野における当業者が、ポンプとは明らかに技術分野が異なる電子機器に関する刊行物1に接するかどうかも疑問であり、また、仮に、ポンプの技術分野における当業者が刊行物1に接したとしても、刊行物1発明は、携帯型パーソナルコンピュータ等の電子機器に関するものであり、刊行物1には、ポンプについての記載はなく、刊行物1発明が技術分野の異なるポンプに対しても適用可能であることについてはその記載もなければ示唆もない。したがって、携帯型パーソナルコンピュータ等の電子機器に関する刊行物1発明をポンプに適用しようとする動機付けもないといわざるを得ない。

以上によれば、刊行物1発明を本件訂正発明の相違点1に係る構成とすることが容易想到であるとした審決の判断は誤りである。